

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける皆さんへの支援制度(個人向け)

対象	主な要件	支援制度	支援内容	相談窓口
支援金を受けたい	新型コロナウイルス感染症の影響で休業させられ、休業手当の支払いを受けられなかった中小企業の労働者	①新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 <small>国</small>	○休業前賃金の80% ※月額上限33万円、休業実績に応じて支給 ※制度の詳細は国において検討中	
	小学校などの臨時休業などで、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	②小学校休業等対応支援金 <small>国</small>	○就業できなかった日にについて、7,500円/日 ※3月31日以前の分は4,100円/日	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-603-999
ひとり親世帯	令和2年6月分の児童扶養手当の受給者など ※対象や申請方法、支給時期など、詳細が決まり次第ホームページなどでお知らせします	③ひとり親世帯臨時特別給付金 <small>国</small>	○1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 ○収入が減少した児童扶養手当受給世帯など 1世帯5万円	ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-400-903 子育て支援課 ☎ 227-6077
国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などが一定程度減少する世帯	④国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免 <small>国 市</small>	○厚生労働省の減免基準に合わせ減免します ※詳細は市ホームページおよび7月中旬送付の下記に同封する各チラシを確認ください (国民健康保険) ・納税通知書(本算定) (後期高齢者医療保険) ・新しい保険証	(国民健康保険) 保険年金課 ☎ 227-6071 (後期高齢者医療保険) 県後期高齢者医療広域連合 ☎ 223-0140 保険年金課 ☎ 227-6071
	被保険者の被用者(給与の支払いを受ける人)が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われて会社などを休み、事業主から給与などが受けられない場合	⑤傷病手当金 <small>国 市</small>	○支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計 ÷ 就労日数 × 2/3 × 日数 ※1日当たりの支給額には上限があります	

野々市市
ホームページ広報野々市
6月号市ホームページ
「新型コロナウイルス感染症についてのお知らせ」

※掲載情報は6月22日現在のものです。支援制度は変更している場合がありますので、詳細は各ホームページを確認ください。その他の制度については、市ホームページや広報野々市6月号を確認ください

新型コロナウイルス感染拡大防止と熱中症対策

今年の夏も暑くなることが予想されます。「新しい生活様式」による新型コロナウイルス感染症の拡大防止と同時に、熱中症にも注意しましょう。

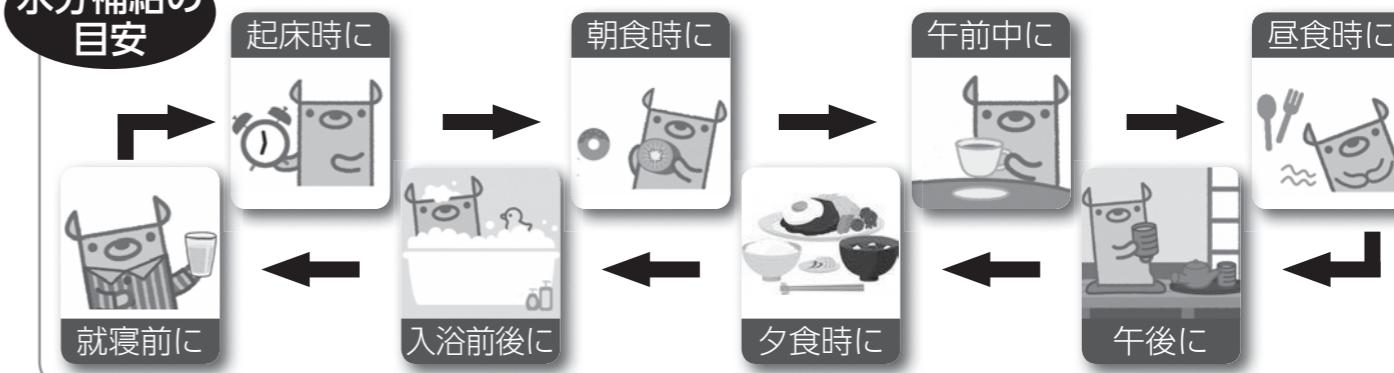
◆暑さを避ける

- ・無理せずエアコンを活用しましょう
- ・感染症予防のため、冷房時でも窓開放や換気扇の使用で換気をしましょう
- ・少しでも体調に異変を感じたら、すぐに涼しい場所に移動しましょう

◆こまめに水分補給

- ・のどが渴く前に水分補給をしましょう
- ・大量に汗をかいたときは塩分補給も忘れない！

水分補給の目安



上水道料金の減免

問 上下水道課 ☎ 227-6102

市と給水契約を締結し直接市に料金を納めている使用者の上水道基本料金4カ月分を全額免除します。

※10m³を超える使用料および量水器使用料は請求されます。下水道使用料は減免の対象外です
※1カ月の基本料金 660円(税込み)

対象者 市と給水契約を締結し直接市に料金を納めている使用者

※市以外の水道を利用しているものについては対象外

免除期間 4カ月(地区別の使用月は下記表参照)

減免額 2,640円 [基本料金 1,320円(2カ月分税込み) × 2期分]

その他 手続きは不要です。検針時のお知らせおよび請求額は減免後の金額となります



『うおっ太くん』

対象地区	地区名	免除期間(使用月)
A地区 (偶数月検針)	本町、若松町、横宮町、高橋町、扇が丘、住吉町、菅原町、白山町、押越、野代、押野、御経塚、長池、徳用、郷、柳町、菅原団地、あすなろ団地、ビレッジハウス野々市	6月・8月検針分(4月~7月使用分)
B地区 (奇数月検針)	藤平、位川、太平寺、栗田、下林、新庄、藤平田、中林、上林、矢作、末松、清金、三納、稻荷、田尻町、三日市、蓮花寺町、堀内、二日市	7月・9月検針分(5月~8月使用分)

野々市市事業継続緊急支援金

問 産業振興課 ☎ 227-6082 FAX 227-6254

対象拡大
期限延長



HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/12/23186.html>

～野々市市事業継続緊急支援金の対象業種を拡大しました～

これまで
小売業、飲食サービス業、
生活関連サービス業



令和2年6月23日(火)～
全業種

対象事業者

法人	野々市市に法人市民税を納めている(野々市市に事業所がある)
個人事業主(市民)	野々市市民で事業を行っている(野々市市に住民登録がある。市内に事業所などの有無は問わない)
個人事業主(市民以外)	野々市市内に事業所を有する

※すでに野々市市事業継続緊急支援金を受けた人、受ける予定の人は対象外です

交付要件

- 令和2年1月から8月までの任意の1ヶ月の売上が前年同月比で20%以上減少していること
- 市税に滞納がないこと
- 代表者または役員が野々市市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと
- 政治団体、宗教上の組織または団体でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと

支援金の額

1事業者あたり一律 **10万円**
※複数事業所を営む場合も一律

申請方法

申請書類を次の宛先に郵送ください。
(宛先)
〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地
野々市市企画振興部産業振興課
※感染拡大防止のため郵送での申請に協力ください

受付期限

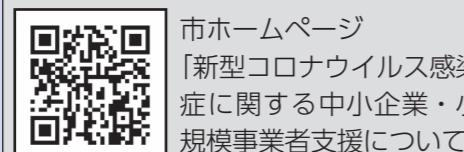
9月30日(水)まで [当日消印有効]
※当初の期限【7月31日(金)】から延長しました

交付の決定・支払い

交付決定後、約2週間で申請者指定の口座に振り込みます
提出書類などの詳細は市ホームページを確認ください。



広報野々市
6月号



市ホームページ
「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援について」



県ホームページ

※掲載情報は6月22日現在のものです。支援制度は変更している場合がありますので、詳細は各ホームページを確認ください。その他の制度については、市または県ホームページや広報野々市6月号を確認ください

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆さんへの支援制度

対象	主な要件	支援制度	支援内容	相談窓口
国	国の持続化給付金を受けた事業者(売上が前年同月比50%以上減少した企業)	①石川県 経営持続 支援金	○法人は50万円 個人事業者は20万円	石川県事業者支援ワンストップコールセンター ☎ 225-1920
市	売上が前年同月比20%以上減少した事業者	②野々市市 事業継続 緊急支援金	○1事業者あたり一律10万円 ※詳細は5ページ	産業振興課 ☎ 227-6082
国	最近1ヶ月の売上が前年同期比5%以上減少した企業で、休業手当を支払い従業員を一時的に休業させた企業	③雇用調整 助成金	○休業手当相当額の一部、解雇を行わなかった場合は休業手当相当額の全部を助成 ※上限15,000円/日・人(8,330円から増額)	石川労働局 職業対策課 ☎ 265-4428 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-603-999
国	売上が前年同月比50%以上減少または連続する3ヶ月の前年同期比で30%以上減少した事業者	④家賃支援 給付金	○直近の支払い家賃をもとに、最大2/3を6ヶ月分支援 ・法人 上限100万円/月 ・個人事業主 上限50万円/月 ※詳細は国から発表予定	中小企業庁
県	国の家賃支援給付金を受けた事業者	⑤石川県 家賃支援 給付金	○中小企業は最大150万円、個人事業主は最大75万円 ※詳細は県において検討中	石川県事業者支援ワンストップコールセンター ☎ 225-1920
国	小学校などの臨時休業などで、子どもの世話を保護者として行う必要のある労働者に有給の休暇を取得させた事業主	⑥小学校休業等 対応助成金	○有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 ※上限15,000円/日・人(3月31日以前の分は上限8,330円)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-603-999
県	感染拡大防止対策を実施した中小企業など ※小規模事業者から拡充	⑦感染拡大防止 対策支援金	○感染防止対策のための資材購入などの経費補助 ※上限50万円 補助率4/5(20万円から増額)	石川県事業者支援ワンストップコールセンター ☎ 225-1920

災害時の避難について

問 環境安全課 ☎ 227-6051

災害時、自分の身を守るため危険な場所にいる人は避難することが大前提ですが、新型コロナウィルス感染症が終息しない中では、避難所に人が集中することを避ける必要があります。以下のポイントについて考えてみましょう。

- 1 避難とは、「難」を「避」けることですので、安全な場所にいる人は、避難所などに避難する必要はありません
- 2 豪雨時は、避難所などへの避難（水平避難）は危険ですので、事前に自宅などの予想される浸水深をハザードマップで確認し、2階への避難（垂直避難）を検討しましょう
- 3 避難先は、避難所だけではなく親戚や知人宅についても検討しましょう
- 4 避難の際には、マスク・消毒液・体温計などの衛生用品も携行しましょう



一人で悩まず相談してください

問 金沢地方法務局 人権擁護課
☎ 292-7804

新型コロナウィルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウィルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも
**みんなの
人権110番** ☎ 0570-003-110

いじめ・虐待(ぎゃくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら
**子どもの
人権110番** ☎ 0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら
**女性の
人権
ホットライン** ☎ 0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています
インターネット受付 インターネット人権相談 検索
パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

新型コロナウィルス感染症に関するお知らせ

市施設貸館利用時のお願い

問 各施設へ問い合わせください

市施設を利用する皆さんには下記の通り協力をお願いしています。

- マスクの持参・着用
- 「3密（密集・密接・密閉）」の回避
- 参加者名簿の作成
- 来館時などの手指消毒
- 利用設備・器具の消毒
- 定員の50%以内の利用※屋外や体育施設などは除く



新型コロナウィルス感染拡大防止のため、理解と協力をお願いします。

アルコール消毒液の取り扱いに注意！

問 健康推進課
☎ 248-3511

アルコール消毒液は正しい取り扱いをしないと、火災につながる恐れがあります。気をつけましょう！

アルコール消毒液の特徴

- 蒸発しやすく、可燃性の蒸気が発生するため、引火しやすい
- 空気より重いため低いところに溜まりやすい

使用する時の注意

- 火気の近くでは使用しない
- 換気のよい場所で使用する

詰め替える時の注意

- 換気のよい場所で行う
- 漏れ、あふれ、飛び散りに注意する

保管する時の注意

- 直射日光が当たる場所で保管しない
- 高温となる場所（車内やコンロの近くなど）で保管しない
- “火気厳禁”であることがわかるようにして保管する

